

福岡県公報

平成26年1月24日
第3566号

目次

告示(第36号・第37号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 地域森林計画の公表 (農山漁村振興課) 2
- 地域森林計画の変更の公表 (農山漁村振興課) 2
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 2
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (会計管理局会計課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4

告示

福岡県告示第36号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代2月号	雑誌15277-02	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント2月号	雑誌15115-2	マイウェイ出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字酒見886番2先から大川市大字郷原289番1-1先まで	1.9 ~ 6.8	488.0	うち国道442号重用延長79.0m
			後	大川市大字酒見886番2先から大川市大字郷原289番1-1先まで	1.9 ~ 14.2	488.0	うち国道442号重用延長79.0m
			後	大川市大字酒見886番4先から大川市大字郷原288番先まで	10.5 ~ 18.2	408.0	

公告

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成25年12月27日付
けで地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 森林計画区の名称

筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、
小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一
円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務
所

3 縦覧期間

平成26年1月24日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結
果

意見なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成25年12月27日付
けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する
。

平成26年1月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 森林計画区の名称

(1) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間
市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一
円）

(2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古

賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務
所及び福岡県行橋農林事務所

(2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所

3 縦覧期間

平成26年1月24日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結
果

意見なし

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一
部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成26年1月9日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
株式会社菊 次組	福岡県柳川市佃町 1304 - 1	菊次 粹子	平成25年2月4日 福岡県知事許可（般-24） 第61764号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年1月23日から平成26年1月29日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社菊次組は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年1月9日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
テクノス建設株式会社	福岡県柳川市筑紫町 181-6	一番ヶ瀬 豊	平成25年2月4日 福岡県知事許可（特-24） 第19317号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年1月23日から平成26年2月21日までの30日間

4 処分の原因となった事実

テクノス建設株式会社は、平成24年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人古賀新宮子ども劇場

(2) 代表者の氏名

金子 佐知子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市花見南3丁目12番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども達が生き生きとした子ども時代を過ごせることをめざし、古賀市、新宮町及びその周辺地域の市民に対して、様々な人との関わりの中で、広く優れた子ども文化を体験する事業等を行い、子ども達が市民として豊かに育つ地域づくりに寄与することを目的とします。

公告

次の開発行為に関するが完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町王塚台一丁目259番1から259番3まで、260番、261番1、261番2、262番3から262番7まで、303番32から303番34まで、及び527番20から527番30まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

春日市松ヶ丘六丁目14番地

有限会社 中央建築

代表取締役 北浦 勉

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ミディエイド

(2) 代表者の氏名

今村 晃章

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市二日市北1丁目22番21号-202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自主・自発の精神で社会に貢献する活動及びその支援活動に取り組むことにより、適正な公益活動の促進と市民社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案及び福岡県財務規則運用要綱の一部を改正する要綱案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成26年1月8日から平成26年2月6日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人もあ・かけはし

(2) 代表者の氏名

峯 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県築上郡上毛町大字東上3344番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童青少年に対して、介護保険法に基づく事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、青少年の健全育成にかかわる事業を通して、地域における社会的自立のための援助とより安全な生活の見守り等を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。